

米国の税制改革・減税法が日系企業に与える影響

2017年12月

株式会社 三井住友銀行

コーポレート・アドバイザー本部 企業調査部

- 本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。
- 本資料は、作成日時時点で弊行が一般に信頼できると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行で保証する性格のものではありません。また、本資料の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。
- ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取扱いいただきますようお願い致します。本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。

- | | | |
|----|-----------------------------------|---|
| 1. | 税制改革・減税の狙い | 2 |
| 2. | 税制改革・減税法「Tax Cut and Jobs Act」の概要 | 3 |
| 3. | 日系企業への影響 | 4 |
| 4. | 税制改革・減税法成立後の留意点 | 9 |

1. 税制改革・減税の狙い

米国では、議会在可決した税制改革・減税法「Tax Cut and Jobs Act」により、米国における競争環境を整備し、雇用拡大と経済成長を図る考えです。

税制改革・減税の狙い

- 税率引き下げ
- 税制の簡素化・平等化
- 米国への投資促進施策の導入
- 全世界所得課税からテリトリアル課税(*)への移行

- 米国での事業や投資に有利な競争環境を整備

- 米国の雇用拡大
- 米国の経済成長

(*)全世界所得課税：所得が発生した国・地域に関係なく、米国企業が計上した所得であれば全てに課税
テリトリアル課税：所得が発生した国でのみ課税(多くの先進国が採用)

(出所)弊行作成

2. 税制改革・減税法「Tax Cut and Jobs Act」の概要

「Tax Cut and Jobs Act」には、法人税率の21%への引き下げを含む減税施策や、支払利息損金算入制限など課税ベースの拡大施策、企業の租税回避行為の防止施策などが盛り込まれています。

税制改革・減税法案「Tax Cut and Jobs Act」概要 (法人向け)

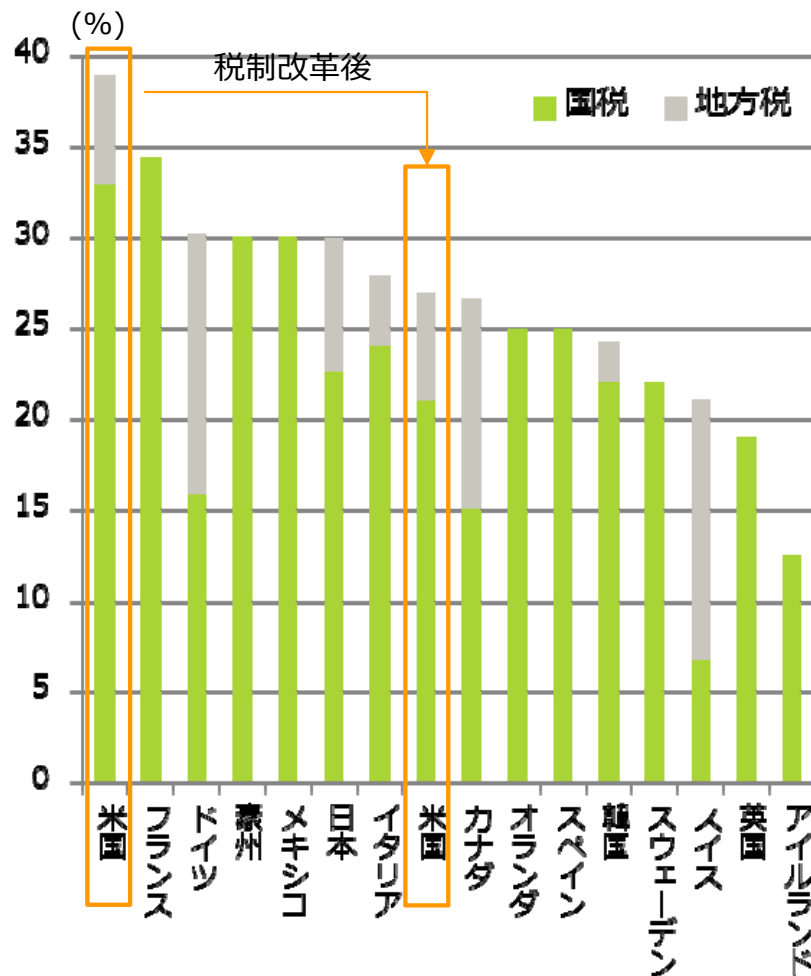
コンセプト	主要項目	現行	Tax Cut and Jobs Act
税率引き下げ	法人税率	最大35%の累進税率	一律 21% (2018年から)
税制の簡素化・平等化 (課税ベースの拡大)	支払利息損金算入	原則上限なし	調整後利益(*)の 30% を超えるネット支払利息は損金 不算入 (例外: 電力、不動産) (*)調整後利益: 2018~21年はEBITDA、2022年以降はEBIT
	税額控除	製造業などに対する税額控除	原則認めない (例外: 希少疾患薬の開発費、再生可能エネルギー開発など)
	繰越欠損金	20年間の繰越2年間の繰り戻し使用制限なし	繰越期間 無期限 、繰り戻し不可 繰越年度の課税所得の 8割 まで使用可
米国への投資促進	特別償却	一括・特別償却を認める(条件あり)	2022年まで一括償却可能(2023年以降は償却可能額が減少) 対象: 2017/9/27日以降取得した有形固定資産(中古含む)
全世界所得課税からテリトリアル課税への移行 (租税回避行為への対抗)	米国外のグループ会社からの配当(*)	課税所得に含まれる	課税 なし (*)米国企業の出資割合が10%以上の米国外企業
	米国外のグループ会社の留保利益(*)	課税なし	米国外の子会社の利益剰余金 のうち、現金同等物に 15.5% 、 その他資産に 8% 課税(8年間の分割納税可能) (*)米国企業の出資割合が10%以上の米国外企業
	米国外のグループ会社への支払い(*)	課税なし	一定の条件で 10% 課税(2018年は5%) (*)7ページ参照

(出所) U.S. House of Representative, U.S. Senate

3. 日系企業への影響 ~法人税率引き下げ

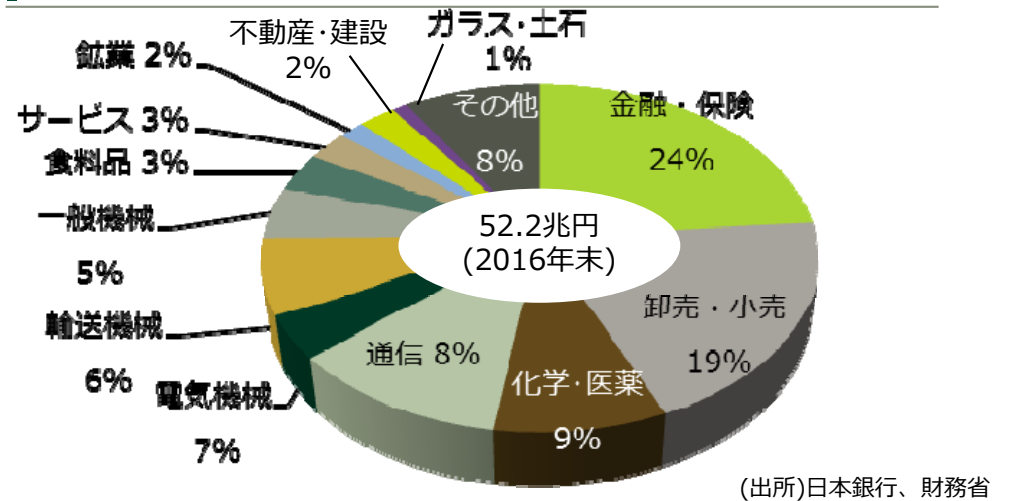
米国の法人税率低下により、日系企業が米国に有する現地法人の税金コストの減少が期待できます。この一方で、繰延税金資産の取り崩しの発生が予想されます。

主要国の法人実効税率

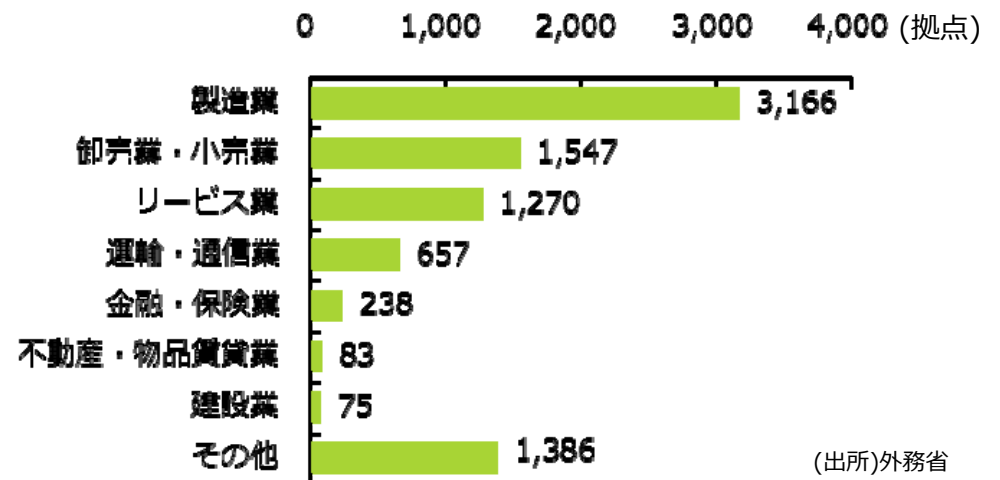


(出所) OECD, 2017, Statutory corporate income tax rate

日本から米国への直接投資残高(2016年末)



米国における日系企業の拠点数(2016年10月)

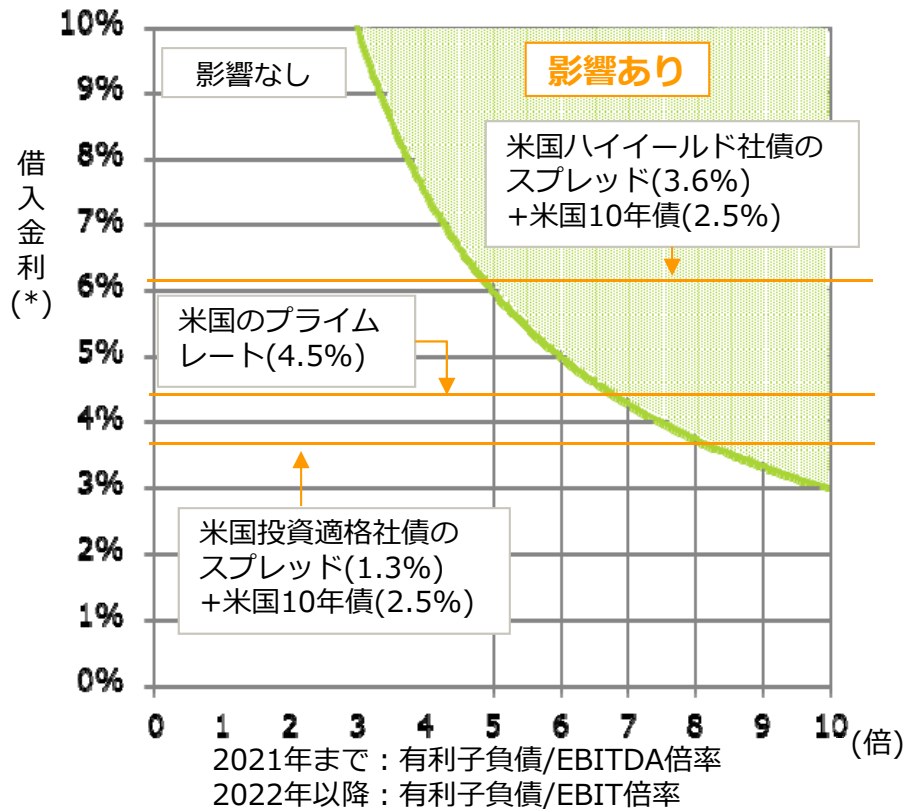


3. 日系企業への影響 ~ ネット支払利息の損金算入制限

日系企業が米国現地法人を通じてM&Aなどの大型資金調達を行う際や、借入依存度の高い米国現地法人については、米国の金利見通しを踏まえた資金調達手法の検討が重要性を増すとみられます。

影響が懸念される企業の目安

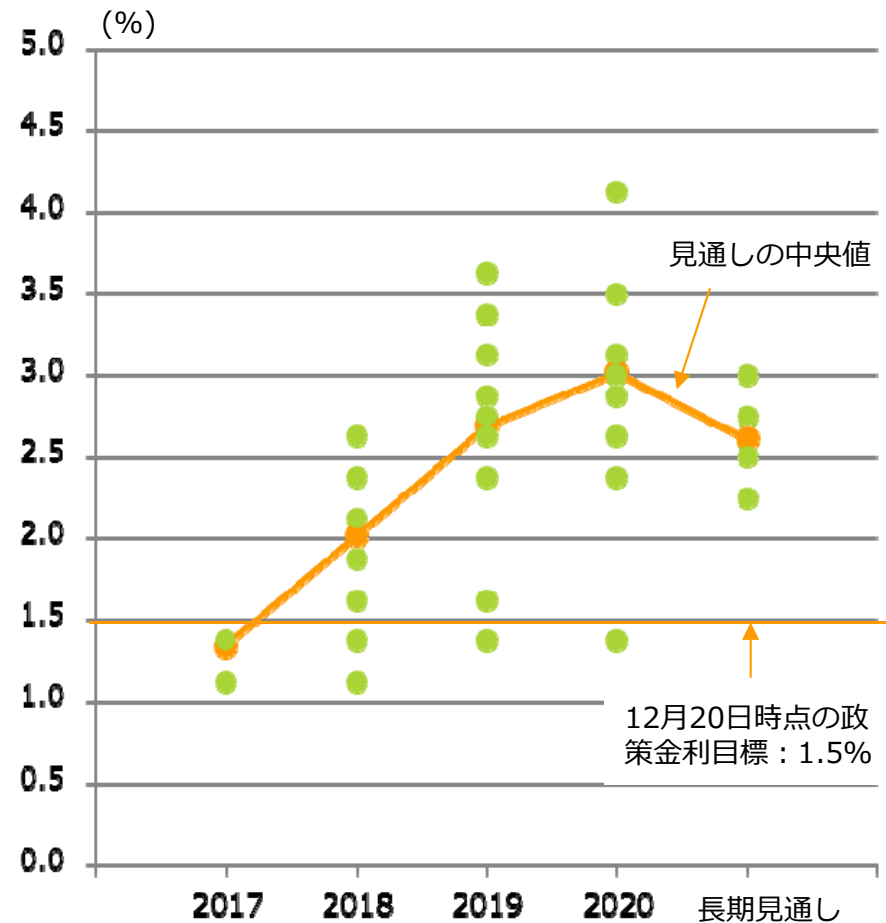
理論上、**緑線より右上に位置する企業**は、ネット支払利息の一部を損金算入できない可能性がある。



(*)金利は12月20日現在
実際にはネット支払利息を算定するため、受取利息がある場合は、上記通りにはならない。

(出所)FRB

米国の政策金利の見通し(*)



(*)米連邦公開市場委員会(FOMC)メンバーによる政策金利見通しの分布を示したものの。

(出所)FRB

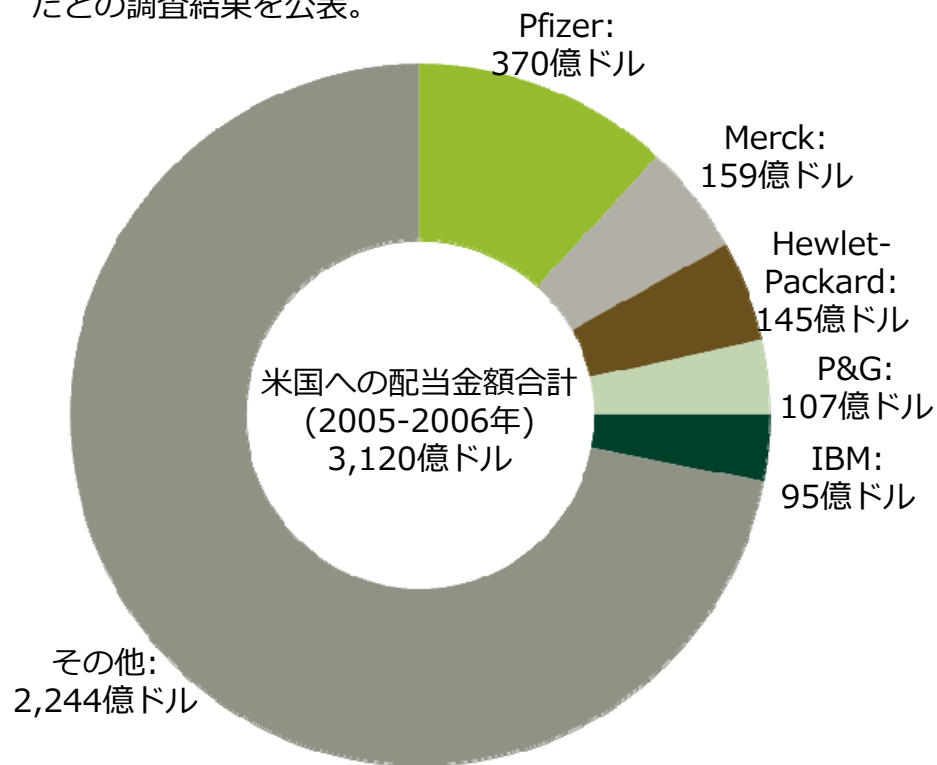
3. 日系企業への影響 ~米国外グループ会社からの米国法人宛配当金への課税軽減

2004年に実施された「リパトリ減税」(*)と同様に、米国企業の海外グループ会社からの資金還流が進むとみられます。一部の日系企業についても、米国外のグループ会社から米国への資金還流の動きが想定されます。

(*)海外グループ会社が保有する現預金を本国に還流させる際にかかる税率を一時的に軽減する措置。

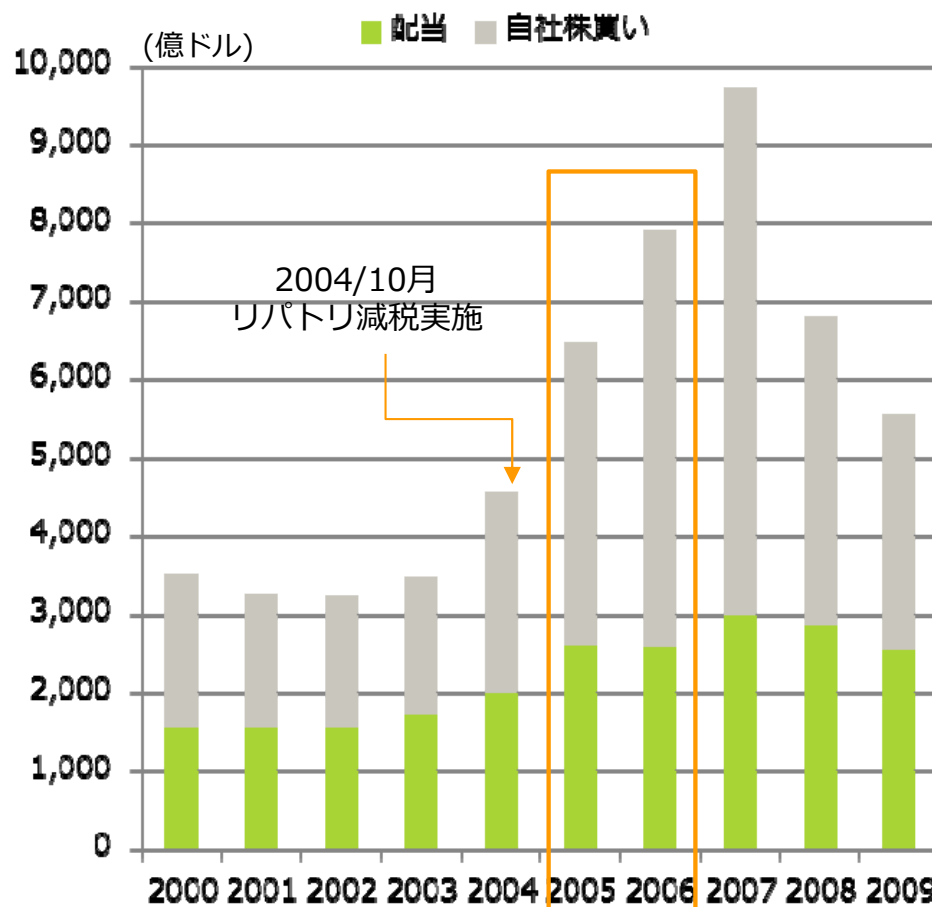
2004年のリパトリ減税後の米国への配当金

米政府機関Congressional Research Serviceでは、2005~2006年に米国企業が海外グループ会社から受け取った配当金3,120億ドルのうち91%が自社株買いに充当されたとの調査結果を公表。



(出所) Congressional Research Service

S&P500企業の株主還元額の推移



(出所) S&P

3. 日系企業への影響 ~米国外のグループ会社宛支払への課税

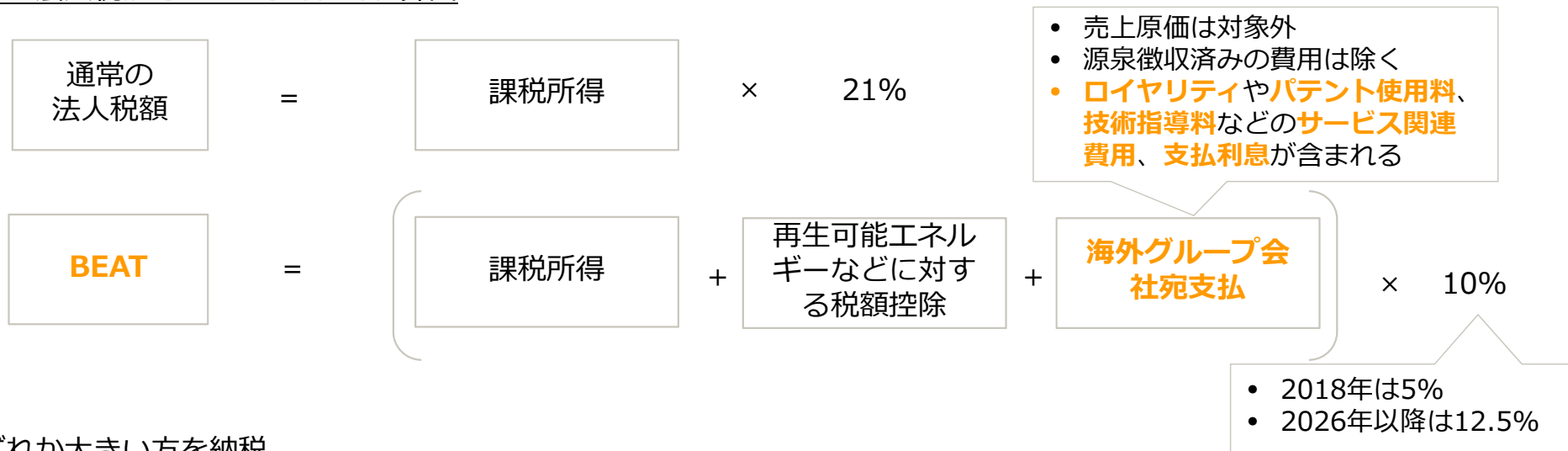
租税回避行為防止を目的としたBase Erosion and Anti-Abuse Tax(BEAT)創設により、海外グループ会社宛支払などが大きい一部の日系企業の米国現地法人では、法人税率低減の恩恵が限定的となる場合も想定されます。

Base Erosion and Anti-Abuse Tax (BEAT) の概要

①対象企業：売上500百万ドル以上(*1)、且つ、海外グループ会社(*2)宛支払が総費用の3%以上

(*1)50%超の資本関係にあるグループ会社合算ベース。(*2)50%超の資本関係にあるグループ会社、米国企業の25%以上の株式保有者

②通常の法人税額とBEATをそれぞれ算出



③いずれか大きい方を納税

多くの日系企業が対象となるとみられる。ただし、理論上、BEATを支払う企業は、課税所得の1.1倍の海外グループ会社宛支払がある先。なお、課税所得の2.5倍の海外グループ会社宛支払がある場合、理論上、実質増税となる。日系企業は、グループ会社の機能や組織、取引条件などを見直す必要が出てくる可能性がある。

再生可能エネルギーを手掛ける企業では、課税所得と税額控除の金額によって、例外的に認められた税額控除が一部骨抜きとなり、投資が停滞する可能性がある(理論上、税額控除額が課税所得額の1.1倍の場合、税額控除のメリットがなくなる格好)。

(出所) U.S. House of Representative, U.S. Senate

3. 日系企業への影響 ~個人向け税制の改革

短期的には可処分所得が拡大する世帯が多く、個人消費にポジティブに働くとみられます。一方、医療保険加入義務の撤廃によるヘルスケア支出への影響が懸念されます。

なお、州税の所得控除は、共和党支持者が多い中西部・南部により恩恵をもたらすとみられます。

個人向け税制における主な変更点

項目	現行	Tax Cut and Jobs Act	日系企業への影響
個人所得税の累進性	7段階 (10~39.6%)	7段階 (10~ 37%) (2025年までの 時限措置)	<ul style="list-style-type: none"> トータルで見れば、個人消費の拡大が見込まれるため、小売・サービス業にはポジティブ ただし、戸建業者など住宅関連企業には、ニュートラル~ややネガティブな要素が含まれる 州税や不動産価格などが相対的に低く、共和党支持者が多い中西部や南部での恩恵が大きいとみられる 減税項目の多くが2025年までの時限措置であることには留意が必要 健康な若年層の医療保険加入者減少による保険料の上昇、無保険者増によるヘルスケア関連支出の伸びの鈍化、が想定され、ヘルスケア業界にはネガティブ
基礎控除(所得控除)	6,500~13,000ドル	12,000~24,000ドル (2025年までの 時限措置)	
育児関連税額控除	1,000ドル(2人目まで)	2,000ドル (2025年までの 時限措置)	
州税の所得控除	制限なし	10,000ドル までに制限	
住宅ローン控除(所得控除)	借入1,000千ドルまでの利息を所得から控除可能	借入 750千ドル までの利息を所得から控除可能	
医療保険加入の義務付け	未加入者は罰金支払い義務	義務 なし	

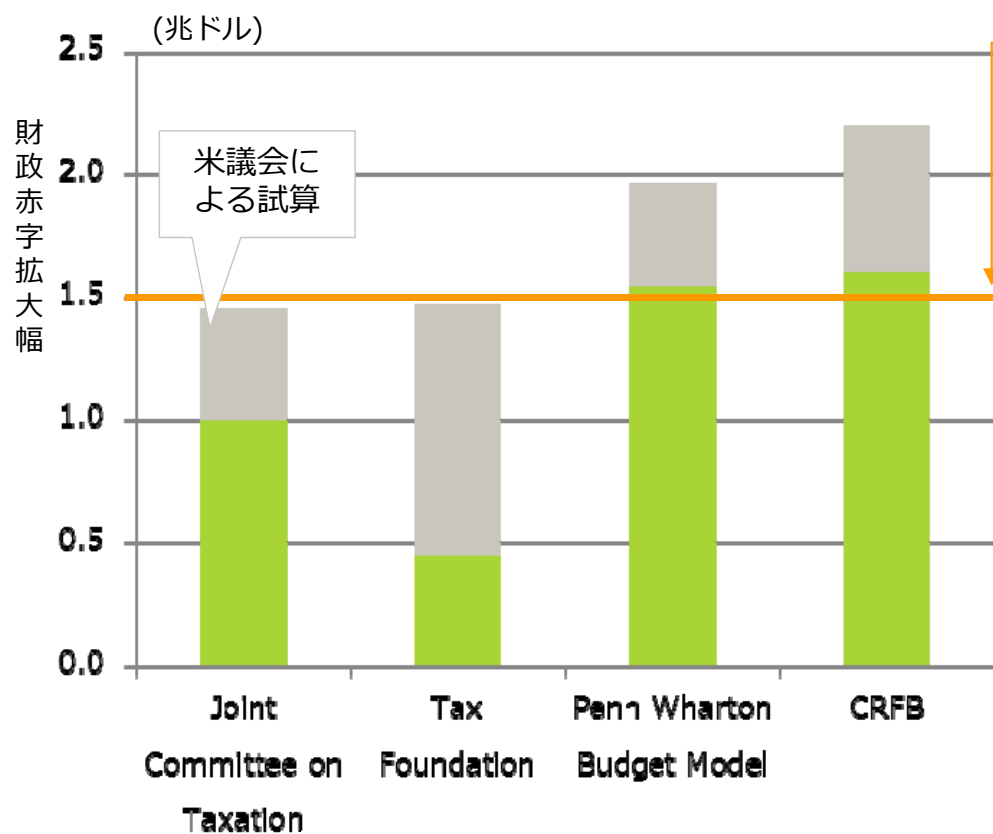
(出所) U.S. House of Representative, U.S. Senate

4. 税制改革・減税法成立後の留意点

財政赤字の拡大を▲1.5兆ドル以内に抑制する見通しが立たない場合は、増税や歳出抑制・削減が検討される可能性があります。また、法案成立後の実施規則の行方にも注意が必要です。

米国の財政赤字拡大幅(減税後10年間累計)

緑：税制改革による経済成長を織り込んだケース
 緑+グレー：織り込まないケース



試算公表機関・モデル(*2)

10年間で▲1.5兆ドルという予算決議で定められた財政赤字拡大幅の目安を満たさない場合

- 増税や歳出抑制・削減施策(*1)が検討される可能性
- インフラ投資などの歳出拡大が困難になる可能性

(*1)2001年と2003年に実施された「ブッシュ減税」により財政赤字が拡大したことから、オバマ政権下では、2013年に富裕層に対する増税と歳出削減を実施

(*2)Joint Committee on Taxation：米議会両院税制合同委員会
 Tax Foundation：非営利の税制調査機関

Penn Wharton Budget Model：ペンシルヴァニア大学ウォートン校が作成したモデル

CRFB(Committee for a Responsible Federal Budget)：超党派の非営利団体「責任ある連邦予算委員会」

(出所) U.S. House of Representative, U.S. Senate, Committee for a Responsible Federal Budget